

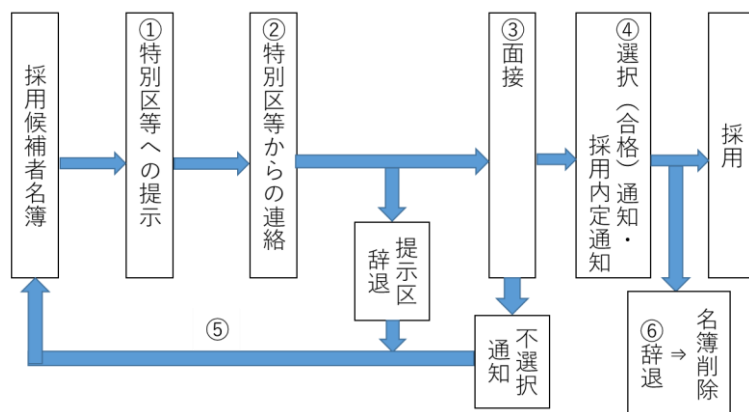
この度は、特別区職員採用試験を受験していただき、ありがとうございました。

今回の特別区職員採用試験に最終合格された方は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）の採用候補者となりました。採用候補者は、特別区人事委員会が作成する「採用候補者名簿」に登録され、特別区等は「採用候補者名簿」の中から採用予定者を決定します。

今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

※最終結果通知は、令和８年８月１９日（水）午後５時までにダウンロード・保存してください

1 今後の流れ



- ① 特別区人事委員会は、特別区等からの請求に基づき、採用候補者全員をいずれかの特別区等へ高点順に提示します。その際、原則として採用候補者の希望区等を考慮のうえ、提示します。

なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できないこともあります。

※提示先の特別区等（以下「提示区」という。）に対しては、採用候補者の希望区情報及び履歴書データ（第１次試験合格後に入力したもの）を提供します。

- ② 提示区から面接の連絡（電話・メール等）があります。病気等の理由で面接に応じられない場合は、その旨を速やかに、提示区の人事担当にお知らせください。

※応答のない場合には、採用候補者名簿から削除されます。

※提示区から連絡する際は、第１次試験合格後に入力いただいた履歴書に記載の電話番号・メールアドレス等を使用します。

※提示区を辞退する場合は、次頁 ４②「提示区辞退届」を提出してください。

- ③ 提示区で、面接を行います。提示区の人事担当の指示に従ってください。

※面接の方法は、提示区によって異なります。

- ④ 面接の結果、採用内定となった場合は、提示区からその旨の通知があります。それ以降は、内定を受けた提示区の指示に従ってください。

採用の時期は、原則として令和８年１１月１日ですが、区・組合によって取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は内定を受けた提示区にご確認ください。

- ⑤ ・採用内定が得られなかった場合（不選択）
・提示区を辞退した場合（提示区辞退）

再び＜①特別区等への提示＞から＜③面接＞までの流れを繰り返します。

ただし、採用予定数の充足状況によっては提示されず、その結果、採用されない場合もあります。最終合格が採用内定ではないことにご注意ください。また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

※採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後１年です。

- ⑥ 提示区からの選択（合格）連絡後に、提示された特別区等を辞退する場合は「名簿削除申出書」を提出してください（他の特別区等への再度の提示を希望することはできません。）。

2 提示の日程

特別区等への提示は、下記の日程で全２回を予定しています。

＜提示の日程＞ [１回目]令和８年７月１５日 [２回目]令和８年８月２８日

3 職歴証明について

申込み時に記入（提出）した「職務経歴書」に記載されているすべての業務従事歴について「職歴証明書」を提出していただきます。提出時期等については、提示区の人事担当の指示に従ってください。

会社が倒産して存在しない等の理由で「職歴証明書」を取得できない場合は、提示区の人事担当にお問い合わせください。

※次頁もご確認ください

4 申出書・届書について

次の①～③に該当する場合は、それぞれ申出書又は届書を至急提出してください（必須）。

① 次のア・イのいずれかに該当した場合

ア 他団体へ就職等するため、特別区等への就職意思がなくなった場合

イ 選択（合格）連絡後に、提示区の採用を辞退する場合



名簿削除申出書

② 他の特別区等への提示を希望等するため連絡を受けた特別区等（提示区）の面接を辞退する場合



提示区辞退届

③ 住所・氏名又は連絡先を変更する（した）場合



住所・氏名等変更届

◆申出書・届出書は特別区人事委員会公式ホームページ「合格発表」ページ内「各種様式」にあります。
【リンク先：<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/gokakuhappyo.html>】

※①～③とも指定様式にて記入例を参考に、ご自身で作成のうえ、封書にて提出してください。

※登録番号は、登録通知に記載されています。受験番号とは異なります。

※用紙はA4サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

① 名簿削除申出書

申出書には、名簿削除の理由（特別区等以外への就職先等）を具体的に記入してください。

なお、この「名簿削除申出書」を提出した場合は、採用候補者名簿から削除され、以後は提示されなくなります。

② 提示区辞退届

この「提示区辞退届」を提出した場合は、次回から他の特別区等に提示されます。

原則として、一度提示された特別区等に同一名簿上から再度提示されることはありません。提示区からの合格連絡後に、提示された特別区等を辞退する場合は①の「名簿削除申出書」を提出してください（他の特別区等への再度の提示を希望することはできません）。

なお、「提示区辞退届」の提出が遅れた場合は次回提示が遅れることがあります。

また、採用予定数の充足状況によってはその後の提示がされず、その結果、採用されない場合があります。

③ 住所・氏名等変更届

変更（予定）年月日とフリガナ（氏名変更の場合）も忘れずに記入してください。

提出先は次の2か所です。必ず両方に同じものを提出してください。

提出先

1 提示区の人事担当

2 特別区人事委員会事務局任用課採用係（〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1）

5 注意事項

（1）次の①～⑦に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます

- ① 「名簿削除申出書」を提出した場合
- ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
- ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- ⑤ 採用試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ⑥ 採用試験の申込み又は採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- ⑦ その他、特別区人事委員会が定める場合

（2）令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）の対応について

- ① 令和8年12月25日に施行予定のこども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。
- ② 特別区等はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

問合せ先

※採用候補者ご本人がお問い合わせください。

特別区人事委員会事務局任用課採用係 TEL:03-5210-9787（平日 8:30～17:15）